

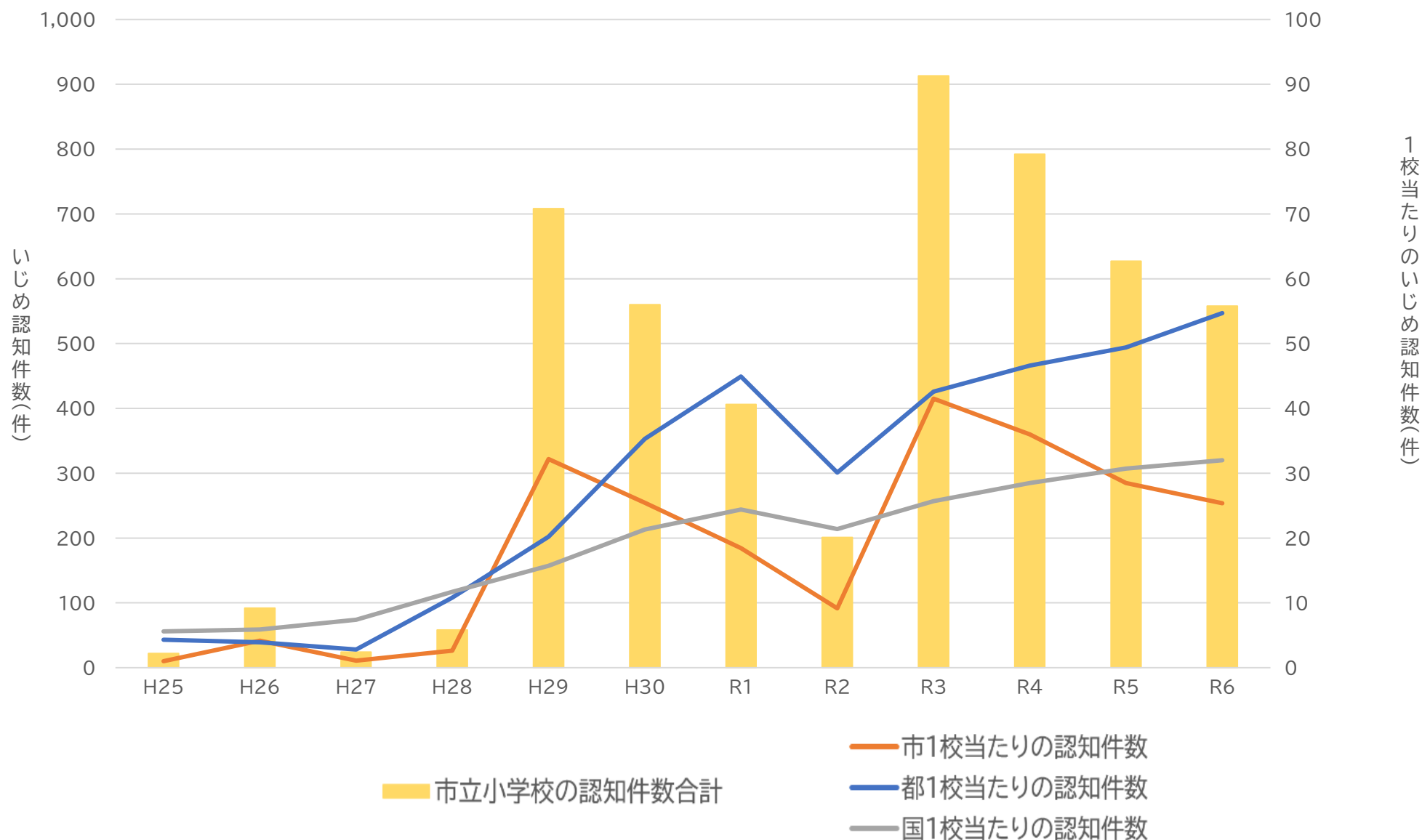
本市におけるいじめに係る現状について

（「令和6年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」の結果から）

- 1 いじめ認知件数の推移
- 2 学年別 いじめ認知件数
- 3 解消しているものの割合
- 4 いじめ発見のきっかけ
- 5 いじめられた児童・生徒の相談状況
- 6 いじめの態様
- 7 今後の対応

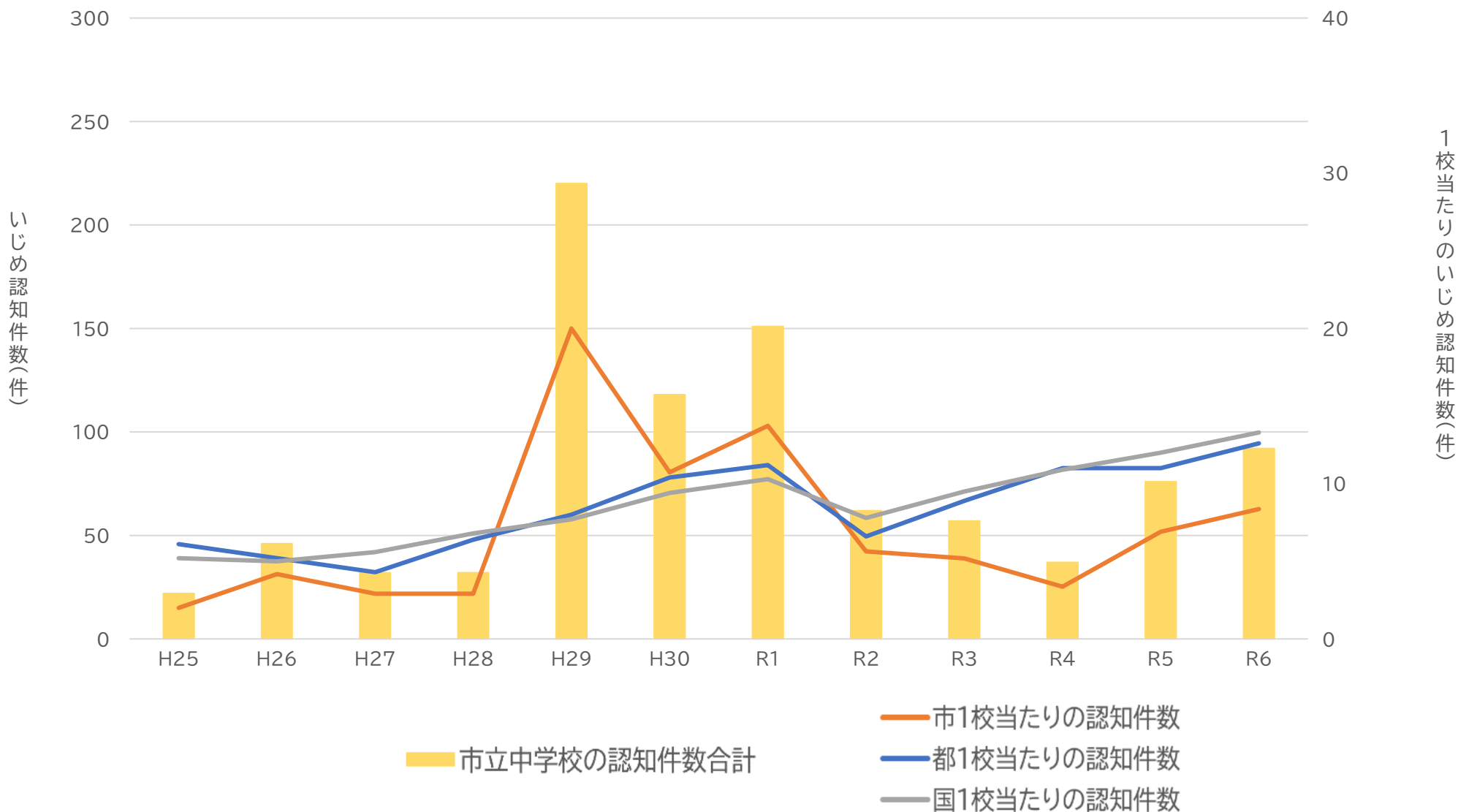
1 いじめ認知件数の推移

いじめ認知件数の推移（小学校）



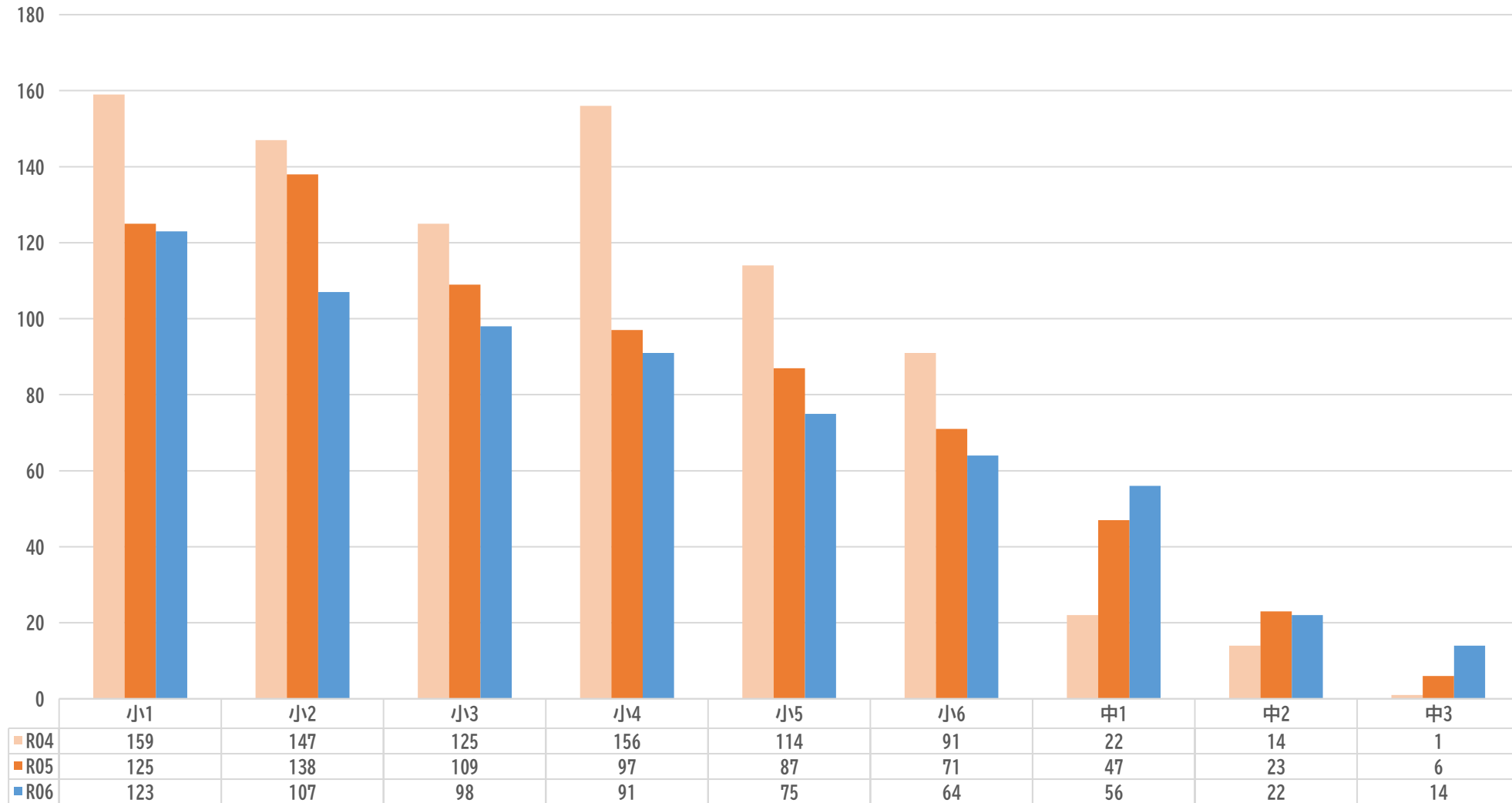
1 いじめ認知件数の推移

いじめ認知件数の推移（中学校）



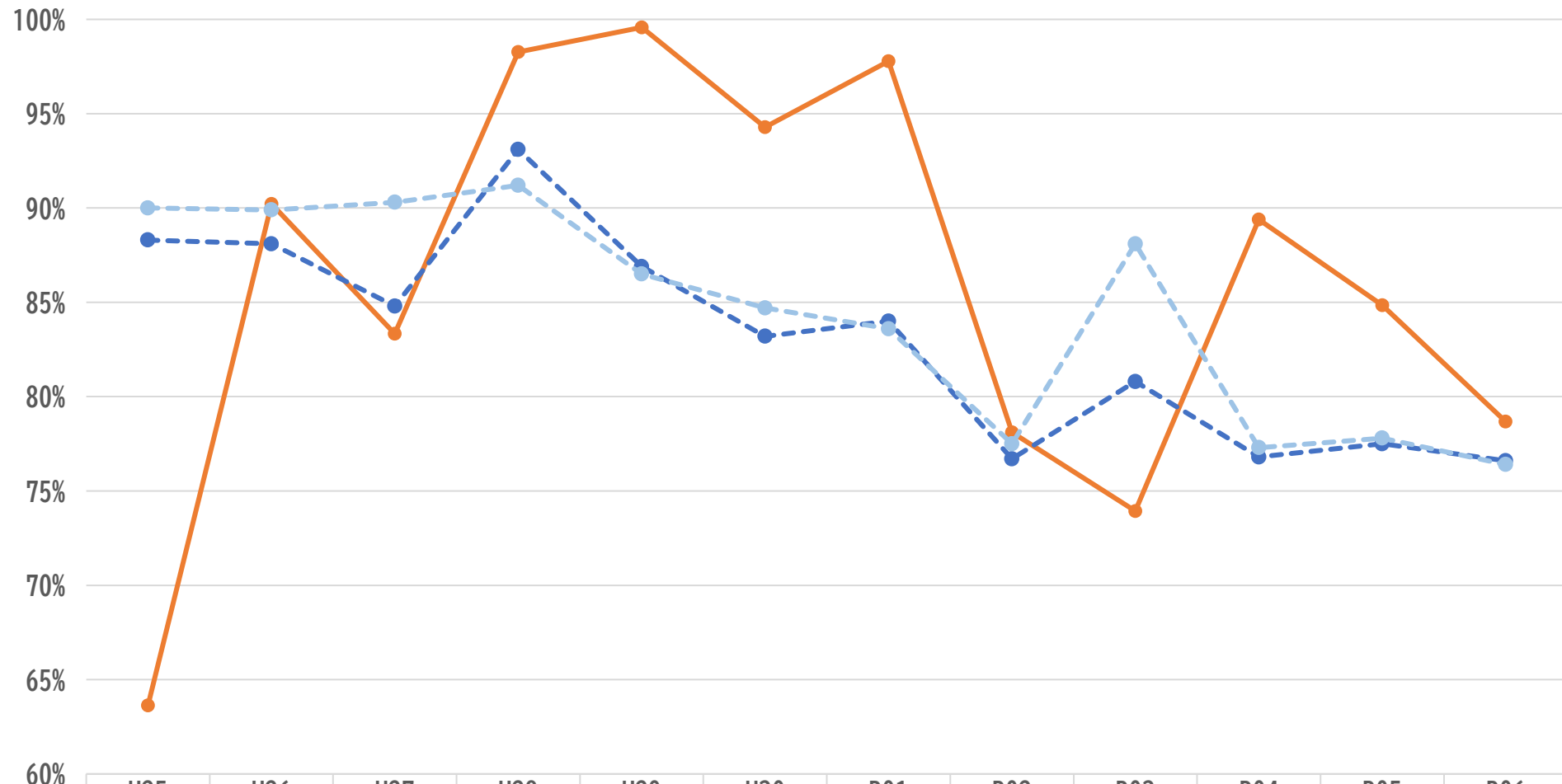
2 学年別 いじめ認知件数

学年別 いじめ認知件数（令和4年度～令和6年度）



3 解消しているものの割合

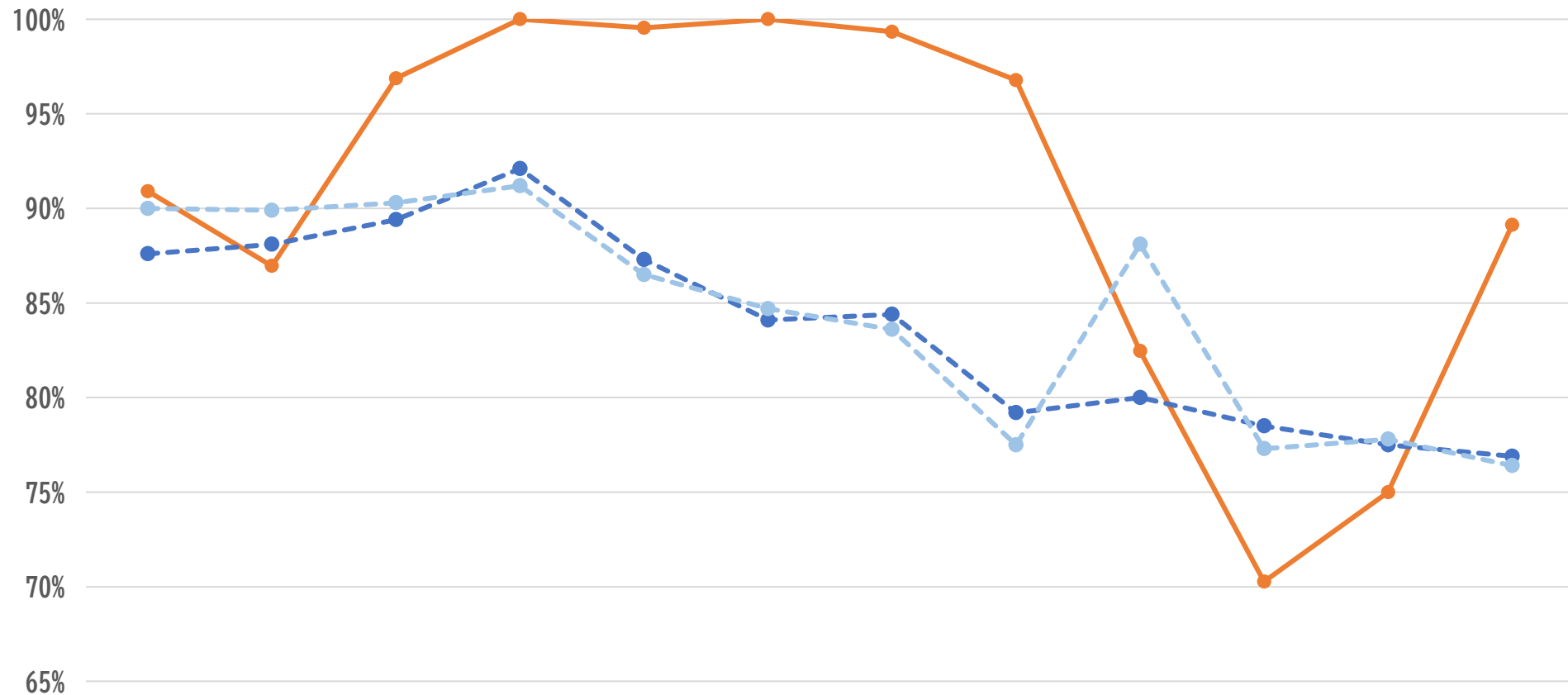
解消しているものの割合（小学校）



（※）各年度の年度末時点での解消率

3 解消しているものの割合

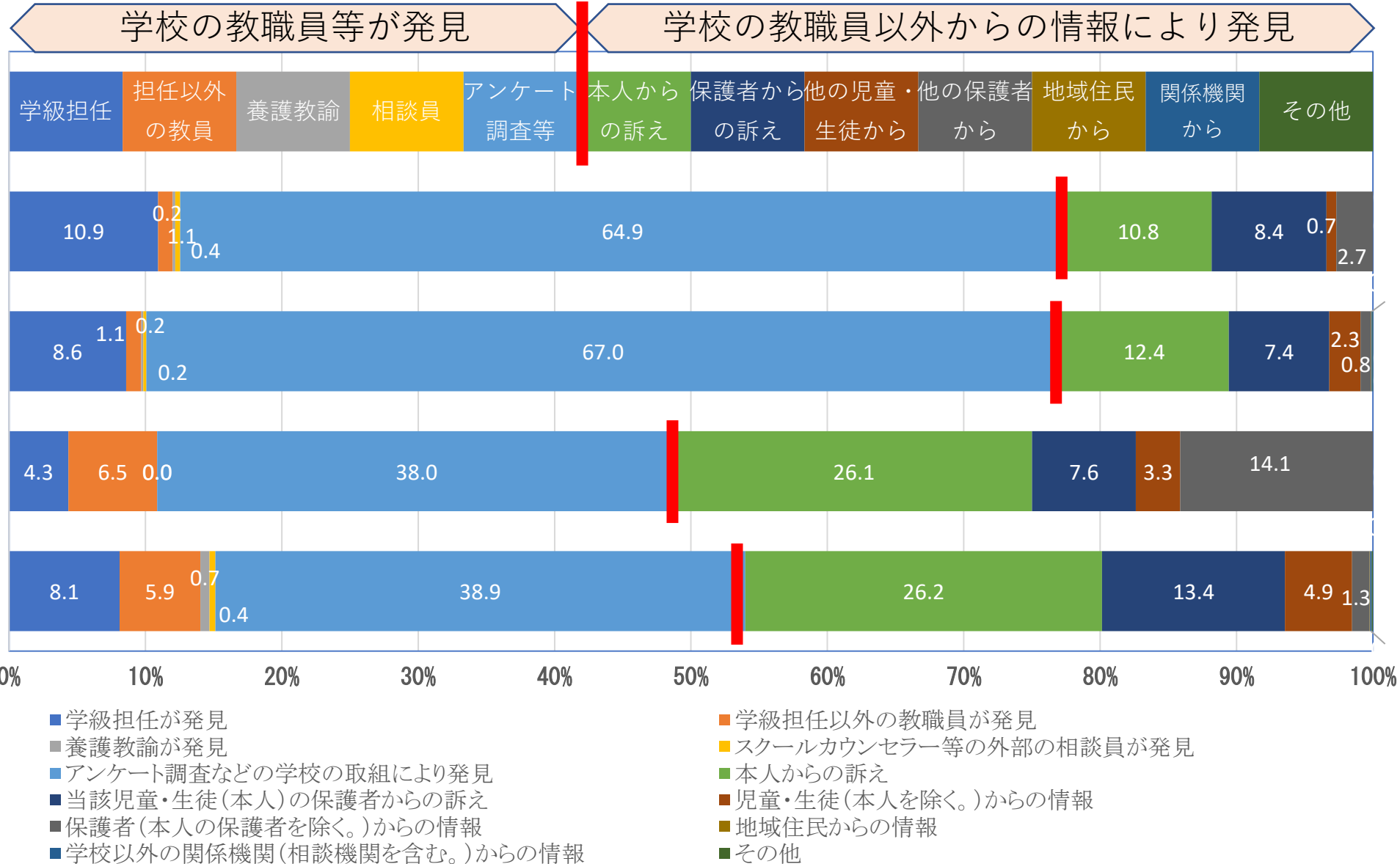
解消しているものの割合（中学校）



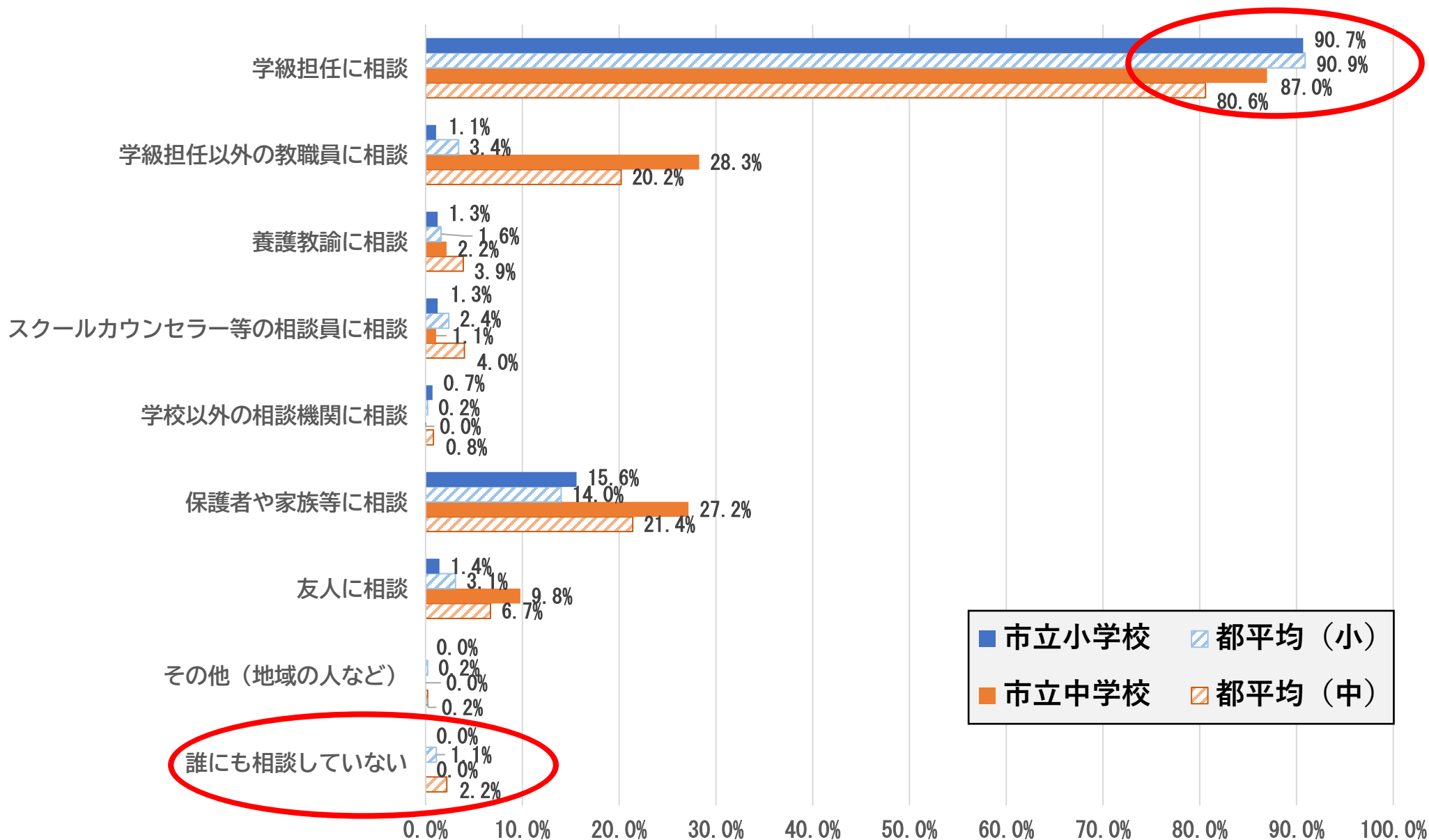
(※) 各年度の年度末時点での解消率

4 いじめ発見のきっかけ

※枠内の数字は割合（％）

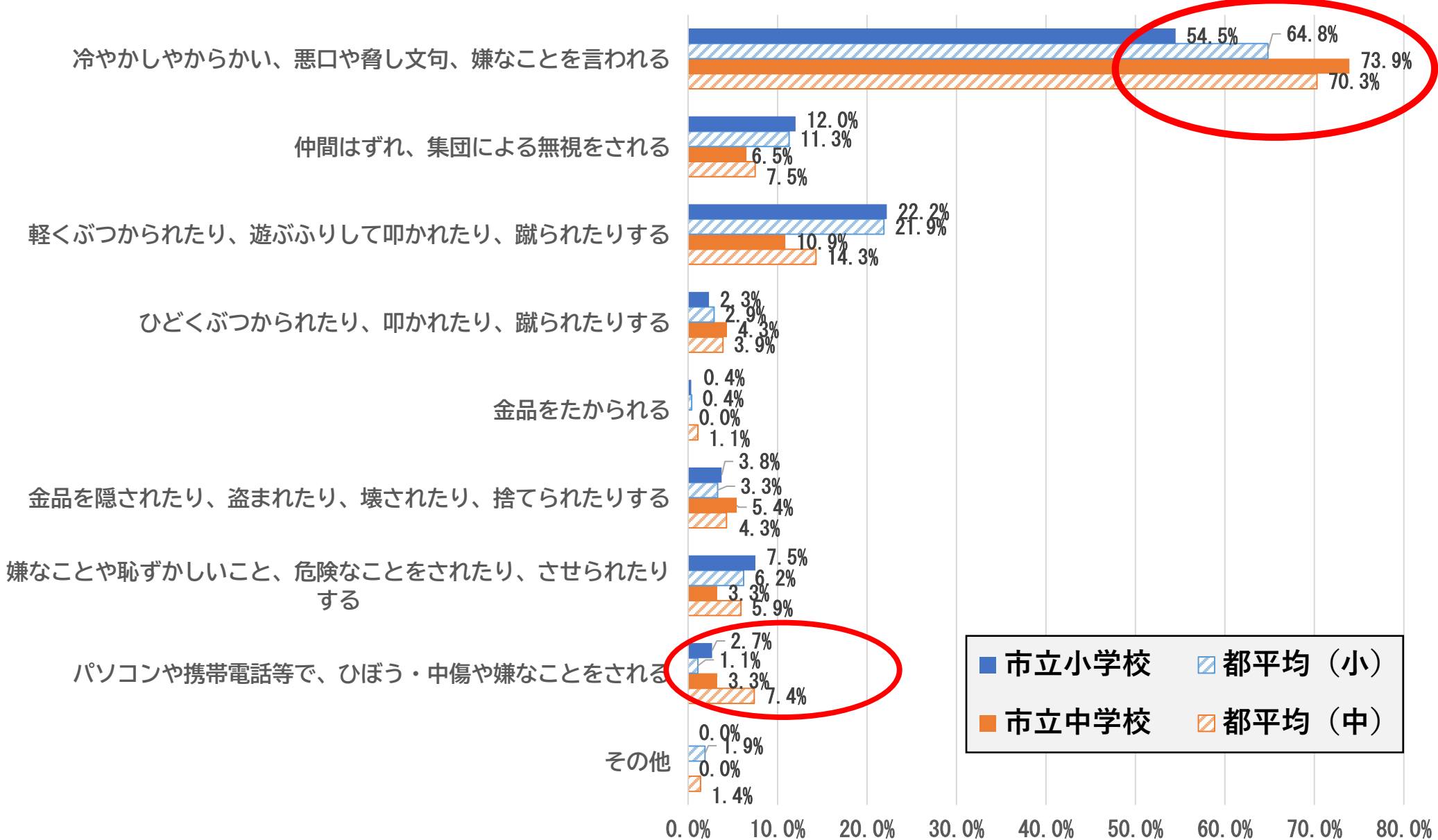


5 いじめられた児童・生徒の相談状況



(※) 該当する件数÷いじめの認知件数×100 (%)

6 いじめの態様



(※) 該当する件数÷いじめの認知件数×100 (%)

7 継続する取組と改善に向けた取組

継続する取組

- ア 児童・生徒の些細な変化を見逃さず、認知したいじめについては全件対応を徹底するとともに、解決した事案の再発防止に向けた丁寧かつ継続的な見守り
- イ タブレット端末を活用した「心の健康観察」により、児童・生徒の心や身体の手SOSを早期に把握し、問題が表面化する前から、積極的かつ適切な支援を実施
- ウ 府中市教育委員会いじめ問題対策委員会における検討、協議及び当該委員会で協議したいじめ未然防止等の取組について、周知・啓発。
- エ スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、教育相談心理職、民生・児童委員、保護司、子ども発達支援センター、子育て世代包括支援センター、警察等の関係機関と連携した対応の推進。
- オ 各校において、府中市いじめ防止対策推進条例に基づくいじめ防止等の取組が確実に行われるよう、各職層に向けた研修や、児童・生徒の自己肯定感等を育むための授業改善を推進。
- カ 生活指導主任会において、いじめ防止等に効果がある取組を学ぶ研修のほか、国や都の資料に掲載されているいじめに関する事例を参考にして、未然防止策や学校の対応等について検討・協議する研修を実施。

改善に向けた取組

- ア いじめの早期発見・早期対応に向けた取組の充実と全件対応の一層の徹底
 - 「いじめ把握のためのアンケート」や「心の健康観察」だけではなく、学級担任等の教職員による日常的な対話や注意深い観察から子供の変容を些細なものも見逃さず、迅速な支援を「学校いじめ対策委員会」を核とした組織的対応を実施する。
- イ すべての児童・生徒がいじめをしない・させない・許さない態度を身に付ける指導の充実
 - 児童・生徒が主体的にいじめ防止等について考える授業を実施するなど、年間3回の「いじめに関する授業」をはじめとした、教育活動全体を通した指導の充実に学校全体で取り組み、いじめをしない・させない・許さない態度を確実に身に付けさせる。
 - 弁護士を招聘した「いじめ防止についての授業」の実施など、関係諸機関と連携した取組を一層推進する。
- ウ いじめの重大事態や対応困難な事案を発生させない組織的な対応力の強化
 - 「学校いじめ対策委員会」の定期開催（週1回程度）を推進する。
 - 様々な視点から検討したいじめの対応策についてまとめ、各学校でのいじめに関する研修において「いじめの事例検討」ができる資料を作成する。各学校では事例検討を基にした校内研修の充実を図る。